

# 認定基準（主催者用）

研修会の単位認定には下記のⅠ～Ⅲをすべて満たす必要があります。

- Ⅰ 看護に関する内容を主とする
- Ⅱ 参加が一般に公開されている
- Ⅲ 特定の薬剤や機器などの宣伝につながるものではない

## Ⅰ 看護に関する内容を主とするもの⇒1～2のいずれかに該当するもの

- 1. 主催団体代表者が看護職で看護職の発表時間が4割以上
  - 2. 主催団体代表者が非看護職で看護職の発表時間が5割以上
- \*ワークショップ、事例検討会等には複数の看護職がいる

→ YES  
→ NO

- 3. 下記の①～⑰の内容に関する発表が5割以上ありかつ、看護職講師が1名以上いる
- \*ワークショップ、事例検討会等には複数の看護職がいる

- ①心理的アプローチに関するもの
- ②カウンセリングに関するもの
- ③教育関係内容(学習理論、教育技法、行動療法等教育学)に関するもの
- ④フットケアに関するもの
- ⑤インスリン注射指導に関するもの(GLP-1注射指導に関するものを含む)
- ⑥運動療法に関するもの
- ⑦食事療法に関するもの(カーボカウントに関するものを含む)
- ⑧QOLに関するもの
- ⑨クリニカルパスに関するもの
- ⑩チーム医療に関するもの
- ⑪地域連携に関するもの
- ⑫高齢者ケアに関するもの
- ⑬リスクマネジメントに関するもの
- ⑭糖尿病合併症ケア(禁煙指導も含む)に関するもの
- ⑮血糖自己測定指導に関するもの
- ⑯血糖パターンマネジメントに関するもの(CGMIに関するもの)
- ⑰肥満の人への指導に関するもの

看護職講師が1名以上いて、看護の内容と認められる研修時間が90分以上ある

認定不可

研修会全体の時間を認定対象とする

看護の時間のみを認定できる

### 認定時間と単位(1群、2群 共通の取り決め)

- ・1.5時間以上3時間未満は0.5単位
- ・3.0時間以上6時間未満は1単位
- ・6.0時間以上は2単位
- ・認定単位は0.5～20単位
- ・1日研修の上限は2単位
- ・複数日の上限は1日1単位